

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成 29 年 12 月 6 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年12月6日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年12月6日 午後1時28分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯨坂 省治	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久保田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例
- 日程第4 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第69号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号）
- 日程第7 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査について

平成29年12月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

まず町長より提出されております、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成28年度報告書。

地方独立行政法人くらて病院第1期中期目標期間の業務実績報告書及び評価結果報告書と社会資本総合整備事業役場・猪倉線石ヶ崎橋外1橋修繕工事請負契約状況報告書。

監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において6番議員 田中二三輝君及び8番議員 鯨坂省治君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月19日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第66号は、鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例であります。

本条例は、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に一部改正されたことにより、農業委員会の委員の選出方法の変更が行われたため、必要な事項を条例として制定するものがあります。

なお、「鞍手町農業委員会委員中選挙による委員定数条例」につきましては、平成30年3月31日をもって廃止をいたします。

次に、日程第4 議案第67号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員の育児休業等に

関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第5 議案第68号は、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町総合福祉センター福祉棟の浴場につきましては、設備の老朽化や利用者数の減少から今年度末をもって廃止する方針であることはこれまでも表明しており、また、総合福祉センター全体につきましては、役場新庁舎等建設に伴い、最低限必要な機能を新庁舎複合施設及び中央公民館に集約し、全施設を閉鎖することとして、鞍手町庁舎等建設検討委員会の中間答申を経た上で、鞍手町庁舎等建設基本計画案を作成しているところであります。

このたび、鞍手町庁舎等建設検討委員会の中間答申の付帯意見に基づき、行政内部におきまして閉鎖後の売却や利活用などの処分に係る検討に着手していたところ、将来的な全施設の利活用を前提としたプロジェクトの提案もあったことから、この機会を失することなく取組を進めるよう段階的に条件整備を行っておく必要があるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第66号から日程第5 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第69号 専決第9号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号の承認であります。

本補正予算は、本年9月28日に衆議院が解散し、10月22日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることとなったことから、9月28日付けで専決処分を行ったものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ750万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億4,509万5千円といたしました。

次に、日程第7 議案第70号は平成29年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものは、歳出では、2款 総務費において町税過誤納付金還付金を追加するほか、3款 民生費において障害福祉サービスにおける利用日数の増加などにより、事業費などを追加する一方で、12款 公債費において長期債の借入利率の見直しなどにより、

長期償還元金及び利子などを補正するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ5,726万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億236万2千円といたしております。

次に、日程第8 議案第71号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金が確定し、消費税及び地方消費税などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ402万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億6,599万5千円としております。

次に、日程第9 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、医療器機購入費の確定に伴う不用額を減額するほか、くらて病院建設事業に伴う実施設計の事業着手時期が未定のため関連予算などを減額するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ2億741万1千円を減額し、予算総額歳入歳出それぞれ2億3,927万9千円としております。

以上が、日程第6 議案第69号から日程第9 議案第72号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

田中調査特別委員長。

○6番 田中 二三輝君

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査報告について。

平成29年9月13日付けで設置した上記委員会における事件の調査が終了したことに伴い、鞍手町議会会議規則第76条の規定に基づき調査報告書を別紙のとおり提出するとともに報告いたします。

調査特別委員会設置の経緯。

地方独立行政法人法（以下、「法」という。）の趣旨は、設立団体から独立し、地方独立行政法人（以下、「法人」という。）に一定の事業を担わせることにより、効果的かつ効率的で透明性の高い運営を確保することであり、設立団体の法人への関与は必要最小限にとどめられ、法人の自主性が尊重されている。

法人と設立団体の協力関係は重要だが、設立団体の長が権限のない事項について法人に過度の干渉、指示や命令を行うことは法の趣旨に反している。

このことを踏まえ、地方独立行政法人くらて病院（以下、「くらて病院」という。）は法に

基づく定款を制定しているが、その定款の第9条第1項に「理事長及び監事は、町長が任命する。」第2項に「副理事長及び理事は、理事長が任命する。」と規定されている。また、第12条に「法人の職員は、理事長が任命する。」と規定されている。

今回、病院スタッフ268名の署名と共に提出された、病院運営に関する嘆願書（以下、「嘆願書」という。）には、徳島町長の独断による逸脱した権限行使の実態が記載されている。これらの実態が、くらすて病院の存続並びに医療スタッフの危機的状況を招いていることが記載されており、事実関係の解明と責任の所在、病院運営の正常化は議会として重大な事案であると判断した。

そこで、鞍手町議会9月定例会において、地方独立行政法人くらすて病院運営の正常化に関する調査特別委員会（以下、「調査特別委員会」という。）を設置した。

第1 調査の趣旨

調査特別委員会は平成29年9月21日第1回開催後、同年11月24日まで7回開催し、「嘆願書記載6項目に関する事実確認」、「原因の究明」、「責任の所在」及び「くらすて病院の正常化に関する事項」に関して、病院理事長を含む病院関係者及び徳島眞次町長をはじめその他の行政職員を参考人として聞き取り調査を行った。

第2 嘆願書記載6項目に関する事実確認。

調査特別委員会は、平成29年10月12日開催の第3回調査特別委員会から同年11月13日開催の第6回調査特別委員会に於いて、河野公俊理事長、八代 晃病院長、その他くらすて病院関係者及び徳島眞次町長、阿部 哲副町長並びにその他行政職員を参考人として聴取し、同委員会設置の契機となった平成29年8月30日付くらすて病院職員一同作成名義の「嘆願書」記載6項目の事実につき調査の結果、次のとおり確認した。

（1）嘆願書1項記載の事実

同項では、「病院採用の事務統括・新病院建設担当の副理事長を退職に追い込んだ件」と記載されている。

この点、徳島町長は、平成29年2月下旬以降、再三にわたり当時の今川副理事長の職位を外すように要求し、要求に応じないのは「業者とつるんでいるので辞めてもらう。」などと述べ、同副理事長を中傷非難するに及んだ。

さらに、徳島町長は、同年4月28日、新病院移転候補地現地視察において、多数の関係者の前で同副理事長に対し暴言を吐き、その名誉を毀損し、結果、同氏を退職に追い込んだ。

（2）嘆願書2項記載の事実

同項では、「年度末の理事長更新時期に新体制の名の元に町長主導による外部理事3名を含む役員構成を指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年4月1日、くらすて病院に勤務経験がない3名を副理事長及び理事にするよう指示し、また、理事会の構成メンバーについても指示を行った。

（3）嘆願書3項記載の事実

同項では、「現事務局長を、新理事長就任と引き換えに退職させるよう指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年7月31日、くらて病院に対し、ある人物を新事務局長として採用することを条件として紹介した。この時、看護部長及び事務局長は、先に理事にするようにと紹介されていた人物から、恫喝とも取れる発言を受けている。

くらて病院が新事務局長として紹介された人物に面接した結果、同人には事務局長職に必要な病院マネジメント経験がないため、臨時職員とすることとなった。

徳島町長は、このことに対し同年8月2日に強い遺憾の意を示し、現事務局長の退職届を強要した。更に、現事務局長が退職しなければ、新理事長の就任は白紙に戻すと病院に圧力をかけた。

(4) 嘆願書4項記載の事実

同項では、「新病院建設に関して、病院運営審議会で決定メンバーを全く違うメンバーにするように指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年8月17日、従前、くらて病院が設置する「建設設計業務選定委員会」の委員8名のうち4名がくらて病院からの選出であったところ、これを正当な理由もなく2名に減じ、また、そのメンバーを指示した。

(5) 嘆願書5項記載の事実

同項では、「次期事務局長の採用に関して、人物及び時期について指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は嘆願書3項記載の事実で臨時職員として病院が採用した人物を同年8月28日、同年9月からの新事務局長とするよう再度、執拗に指示した。

(6) 嘆願書6項記載の事実

同項では、「町長推薦の経営コンサルタント会社と契約するように指示した件」と記載されている。

この点、徳島町長は、同年8月28日、町長室において、くらて病院に対し、町長の知り合いである経営コンサルタント会社を紹介し、同社と契約するよう指示した。

これら嘆願書記載にかかる事実は、関係人に対する聴取により認められ、かつ、徳島町長自身も、同年10月20日に実施した第4回調査特別委員会においてこれら全てを認めている。

第3 原因の究明

くらて病院は地方独立行政法人となって以降、病院の努力により診療科が充実し、黒字経営を続け、地域医療の要として安定した医療を提供していた。

さらに、くらて病院では、新病院建設に向け事務の充実を目的に病院建替えの経験豊富な人物を迎え、医師等はプロジェクトチームを編成し前向きに取り組んでいた中、数ヶ月の間、幾度となく徳島町長の不当な介入を繰り返し受けたことにより、医師等は安心して医療に専念することができず、断腸の思いで平成30年3月末での「辞職」を表明している。

病院が現在の状況に至った原因は、徳島町長の法ならびに定款に定められた権限を逸脱した不当介入であることが明らかとなった。

第4 責任の所在

くらて病院の内科常勤医師等を「辞職」に至らしめ、くらて病院が従前の医療提供ができない状況に陥った全ての責任は徳島町長にある。

理 由

(1) 確認した事実は、いずれも徳島町長による法あるいは定款等を逸脱した悪質で不当な介入行為であると判断・評価せざるを得ない。

徳島町長による行為は、くらて病院における「不正経理の噂」や「パワーハラスメントの疑い」などの事象に端を発したものと主張してはいるが、その内容や態様に鑑み、やはり不当なものというべき行為である。

(2) 徳島町長は、自分の思い通りにならない病院に対し、「産業医大に国会議員を連れて行く、うちは行政だ。行政に対してどのようなスタンスで医師を送り込んでいるのか。」「大学の予算がカットされる。政治の力を分かっている。」「政治的な圧力は凄いな、大学の予算をカットされたら大変。下手なことをしたらバシッとやられますよ。大学はビリビリ、チリチリしますよ。」などと、病院を恫喝した。

この発言は、町長としての資質に問題があることを自ら暴露することとなり、町長として有るまじき行為である。

(3) 徳島町長の不当な介入行為によって、くらて病院の医師は徳島町長に対する強い不信を抱き、安心して病院経営、医療の提供を継続することができない事態となり、かかる結果は重大である。

また、徳島町長は、本件に関し、報道機関に対して、「辞職を表明している医師は無責任」などと発言しており、これは、くらて病院の医師の名誉を毀損するばかりでなく、病院及び医師に対する住民の信頼と信用をも傷つけるものにほかならない。

(4) 加えて、徳島町長は、一方ではくらて病院に謝罪を行いつつ、他方で、住民や議会に対し、虚偽の説明や答弁を繰り返し、自己の行為の正当化に終始しており、そこには何らの反省も改善の姿勢も見ることができない。

(5) 徳島町長によるくらて病院に対する法あるいは定款等の権限を逸脱した執拗な不当介入行為は、その行為自体の内容・態様の悪質性、及びその結果の重大性に鑑み、到底許されざるものである。

第5 くらて病院の正常化に関する事項

度重なる徳島町長の法あるいは定款等の権限を逸脱した執拗な不当介入により医師等は強い不信感を抱いており、安心して医療に専念できない状況に陥った。くらて病院が失ったものは大きく、元の状態に修復できる状況にない。

徳島町長の独断による逸脱した権限行使により内科常勤医6名が辞職を表明したことで、患者は転院を余儀なくされ、その家族と共に不安や苦痛、経済的な負担を強いられることと

なった。特に透析が必要な患者は直接、生命にかかわる重大な問題であり不安も大きく、遠くまで通院しなければならず身体的、経済的負担を与えられることになる。また、産業医科大学との関係が崩れたことにより、中核病院であるくらて病院と鞍手町やその周辺地域の開業医との連携機能が果たせなくなっており、地域医療の崩壊に直面している。

さらに、夜間、休日の受け入れが困難な事態を招き、救急医療体制に甚大な影響を与えている。同時に、入院患者および外来患者の減少により、くらて病院の収益に重大な影響を与え、多大な損失に繋がりがねない。

くらて病院を存続させ正常化するには、医師の確保が不可欠である。くらて病院河野理事長は医師の招聘に尽力されているが、徳島町長による執拗な不当介入があった中で、それが障害となり、新たな医師を招くことは非常に難しい状況にある。

くらて病院の混乱を招いた徳島町長は負うべき多くの責任がある。その責任の一つは、法の趣旨である、「法人の独立性を尊重」を無視した徳島町長自身が、一番の被害者とも言える患者やその家族、鞍手町民及びくらて病院を利用する周辺住民に対し、誠意ある謝罪を行うとともに、くらて病院に対しては、今後一切の不当介入は行わないことを誓約し宣言する必要がある。

このことが、くらて病院の正常化へ繋がる第一歩であり、理事長以下、理事会、病院関係者が一丸となって、一日でも早く病院運営が正常に戻るよう努力していただくことを切に望むものである。また、くらて病院には、いかなる不当介入に対しても、毅然とした態度で対処する体制を築くことを期待する。

現在、くらて病院はマイナスからの出直しを余儀なくされ、病院の正常で安定した医療環境の構築には多くの時間が必要と思われる。

このことから、調査特別委員会は、くらて病院の正常化に関して、今後も注視していく必要がある。

以上報告いたします。

○議長 星 正彦君

これで地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査についての委員長報告を終わります。

この際 休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時28分